

(仮称) 川越市森林公園基本計画見直しに係る基礎調査業務委託
公募型プロポーザル実施要領

川越市 公園整備課

令和8年4月

1 業務の目的

本業務は、(仮称)川越市森林公園計画地内の自然環境を調査・解析するとともに、地権者、民間事業者及び環境団体等に対して、計画地の保全・活用方法等についてヒアリング調査等を行い、その結果をとりまとめて、(仮称)川越市森林公園基本計画を見直しするための基礎資料等を作成するものです。

2 業務の概要

(1) 業務名称

(仮称)川越市森林公園基本計画見直しに係る基礎調査業務委託

(2) 業務内容

別紙「(仮称)川越市森林公園基本計画見直しに係る基礎調査業務委託仕様書」のとおりです。

なお、上記仕様書は、本プロポーザルの企画提案の内容を踏まえ、契約事業者及び市の双方の合意の下、一部変更することができるものとします。

(3) 履行期間

契約締結日 から 令和9年3月31日(水)まで

(4) 事業費限度額

12,000,000円(消費税額及び地方消費税額含む。)

3 担当課

川越市 都市計画部 公園整備課

所在地：〒350-8601 川越市元町 1丁目3番地1

電話番号：049-224-5965 (直通)

メールアドレス：koenseibi★city.kawagoe.lg.jp

(送信する場合は★を@に置き換えてください)

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、川越市契約規則を遵守した上、次に掲げる要件を全て満たすものとします。なお、複数の企業による共同参加は認めません。

- (1) 川越市競争入札参加者の資格等に関する規程（平成6年告示351号）に基づく令和7・8年度川越市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、川越市における一般競争入札等の参加を制限されている法人に該当しない者であること。
- (3) 本業務委託の公募の日から業務委託契約締結の日までの間のいずれかの日においても、川越市建設工事等の契約に係る指名停止の措置要綱の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (5) 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- (6) 納付すべき法人税、消費税、地方消費税に滞納がないこと。
- (7) 平成28年度から令和7年度までの間に、自然環境調査業務（類似と認められる業務を含む）を元請（ただしグループで実施した場合は代表者に限る。）として履行した実績があること。
- (8) 次に掲げるいずれかの資格等を有する者を、管理責任者又は担当者として本業務に配置することができる者であること。
 - ア 平成28年度から令和7年度までの間に、自然環境調査業務（類似と認められる業務を含む）を統括責任者（管理技術者等）として履行した実績がある者。
 - イ 技術士法（昭和58年法律第25号）の規定による建設部門「建設環境」に登録を受けている者
 - ウ 技術士法（昭和58年法律第25号）の規定による環境部門「自然環境保全」に登録を受けている者
 - エ R C C Mの登録技術部門「建設環境」に登録を受けている者

5 選考スケジュール

公募から契約締結までの主なスケジュールは以下のとおりです。

| 内 容 | 期 間 等 |
|-----------|---------------------------------|
| 公募の開始 | 令和8年4月21日（火） |
| 質問の受付期間 | 令和8年4月21日（火）から令和8年4月28日（火）正午まで |
| 質問に対する回答 | 令和8年5月1日（金） |
| 参加申し込み期間 | 令和8年4月21日（火）から令和8年5月8日（金）午後4時まで |
| 企画提案書等の提出 | 参加確認結果通知後から令和8年5月22日（金）午後4時まで |
| プレゼンテーション | 令和8年6月1日（月） |
| 結果通知 | 令和8年6月上旬に選考結果を電子メールにて通知（予定） |
| 仕様書等の協議 | 令和8年6月中旬（予定） |
| 契約締結 | 令和8年6月中旬（予定） |

6 公募の開始

(1) 公告日

令和8年4月21日（火）

(2) 公告方法

川越市ホームページに掲載 (<http://www.city.kawagoe.saitama.jp/>)

★トップページ→ 産業・ビジネス→ 入札・契約→ 発注情報→ プロポーザル案件→ 令和8年度プロポーザル案件→ (仮称)川越市森林公園基本計画見直しに係る基礎調査業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について

7 質問の受付及び回答

このプロポーザルに関する質問は次のとおり行います。

(1) 受付期間

令和8年4月21日（火）から令和8年4月28日（火）正午まで

(2) 提出方法

質問書（様式4）に必要事項を記入し、「3 担当課」あてに電子メールで提出してください。電子メールの表題は「プロポーザル質問（事業者名）」としてください。メール送信後、「3 担当課」に送信確認の電話をしてください。

なお、電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）については回答いたしません。

(3) 回答

質問とその回答は、令和8年5月1日（金）までに、川越市ホームページにて公開します。（<http://www.city.kawagoe.saitama.jp/>）

★トップページ→ 産業・ビジネス→ 入札・契約→ 発注情報→ プロポーザル案件→ 令和8年度プロポーザル案件→ （仮称）川越市森林公園基本計画見直しに係る基礎調査業務委託に係る公募型プロポーザルの質問回答について

8 参加申し込み

このプロポーザルに参加する意思がある者は、以下の書類を郵送又は持参により、「3 担当課」に提出してください。提出がない場合、本プロポーザルへの参加は認められません。

(1) 受付期間

令和8年4月21日（火）から令和8年5月8日（金）まで
土日祝日を除く午前9時から午後4時まで（郵送の場合は必着）

(2) 提出書類

| 提出書類 | 様式の種類 | 備考 |
|-----------------------------|-------|----------------------------|
| 公募型プロポーザル参加申込書 | 様式1 | — |
| 業務経歴書 | 様式2 | — |
| 誓約書 | 様式3 | — |
| 納税証明等申請書兼証明書※1 | — | 市税に未納がないことの証明 |
| 国税通則法施行規則で定める納税証明書「その3の3」※2 | — | 法人税・消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書 |

※1 取得方法は市ホームページをご覧ください

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kurashi/koseki/1001887/1001907.html>

※2 取得方法は国税庁ホームページをご覧ください

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

(3) 参加資格の確認等

参加申請提出書類を基に参加資格の確認を行います。また、参加申し込みが5者を超えた場合は、参加申請提出書類にて予備審査を行い、企画提案書の提出をお願いする事業者（以下、参加事業者）を5者程度選定します。

結果については、令和8年5月12日（火）までに参加申込みをしていたいただいた全ての事業者へ電子メールで通知します。

(4) 参加申し込み後の辞退

本プロポーザル参加申込書を提出後に辞退する場合は、「辞退届（様式9）」を速やかに提出してください。

9 川越市における既往の調査資料の貸与

これまで川越市で行った自然環境調査（平成12年度）、生態系調査（平成25年度）については、公園整備課で貸与可能です。

なお、貸与した資料は、速やかに返還するとともに、このプロポーザル手続きのみに利用していただき、第三者に提供すること等は禁止します。

10 企画提案書等の提出

参加事業者は、「3 担当課」あてに以下のとおり企画提案に必要な書類（以下、企画提案提出書類）を持参又は郵送により提出してください。

なお、提案は1者につき1つの提案に限ります。

(1) 提出期間

参加資格確認結果通知後から令和8年5月22日（金）まで
土日祝日を除く午前9時から午後4時まで（郵送の場合は必着）

(2) 提出書類

| 提出書類 | 様式の種類 | 提出部数 | 備考 |
|--------------|-------|------|-----------------------------------|
| 公募型プロポーザル届出書 | 様式5 | 1部 | — |
| 見積書 | 様式6 | 1部 | — |
| 実施体制調書 | 様式7 | 10部 | 電子データによる提出も必要 |
| 配置予定者調書 | 様式8 | 10部 | 電子データによる提出も必要 |
| 業務工程表 | 任意様式 | 10部 | 電子データによる提出も必要 「(4) 業務工程表の作成」参照 |
| 企画提案書 | 任意様式 | 10部 | 電子データによる提出も必要 「(5) 企画提案書の作成」参照 |

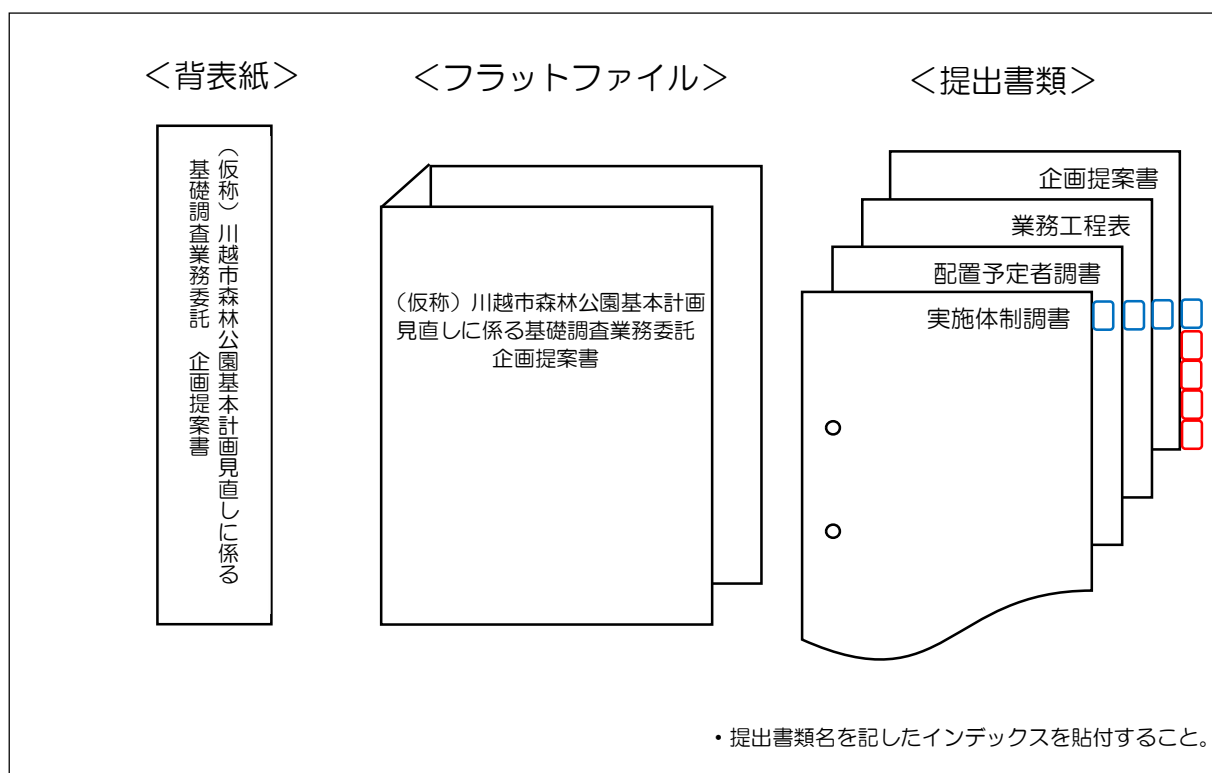
様式7、様式8、業務工程表及び企画提案書は、紙による提出のほか、電子データを電子メールに添付して「3 担当課」へ提出してください。電子メールの表題は、「プロポーザル企画提案書（参加事業者名）」としてください。メール送信後、「3 担当課」に受信確認の電話をしてください。

(3) 提出書類の体裁

提出書類は、日本工業規格によるA4判(業務工程表はA3判)の規格によるものとします。様式7、様式8、業務工程表及び企画提案書にインデックスを貼付し、フラットファイル(A4・縦・左綴じ)に綴り、表紙及び背表紙に「(仮称)川越市森林公園基本計画見直しに係る基礎調査業務委託企画提案書」と表示のうえ、10部提出してください。

なお、様式7、様式8、業務工程表及び企画提案書については、作成した参加事業者名を特定できるような内容(参加事業者名、参加事業者のロゴ、標語等の表示等)の記述はしないでください。

《参考》提出書類の体



(4) 業務工程表の作成

業務工程表は、「(仮称)川越市森林公園基本計画見直しに係る基礎調査業務委託仕様書」を踏まえ、提案内容に合わせて作業工程項目を設定し、ガントチャート形式で作成してください。様式は任意ですが、A3判横に収まるように作成してください。

(5) 企画提案書の作成

企画提案書は、「(仮称)川越市森林公園基本計画見直しに係る基礎調査業務委託仕様書」及び「評価基準表」を踏まえ、作成してください。

様式は任意ですが、A4判で表紙等を含め15枚(ページ)以内、用紙の縦横は可能な限り統一、文字の大きさは10.5ポイント以上、ページ番号を付記してください。

1.1 審査方法

審査は、参加事業者の提案の内容に基づき(仮称)川越市森林公園基本計画見直しに係る基礎調査業務委託公募型プロポーザル審査委員会で審査します。

(1) 評価

評価は、企画提案を基に、別紙「評価基準表」により行います。評価の合計点が上位の者を契約予定事業者に決定し、次に得点の高かった者を、次点契約予定事業者として決定します。最高得点に同数があつた場合は、審査委員会が決定します。

なお、選考にあたり、審査委員会において最低基準を設けます。また、参加事業者が1者の場合も選考を行いますが、全ての参加事業者の提案が最低基準を満たさなかつた場合は、再度公募を行うものとします。

(2) プレゼンテーション審査

令和8年6月1日(月)

※集合時間及び会場等の詳細については、令和8年5月27日(水)までに電子メールで通知します。

ア プレゼンテーション審査の出席者は3名以内とし、説明は実施体制調書(様式7)に記載された者が行ってください。提出された企画提案書等に基づき、20分以内でプレゼンテーションを行っていただきます。プレゼンテーションは、「評価基準表」に定めるプレゼンテーション審査の評価項目に基づいて、順に説明をしてください。プレゼンテーションの後、15分程度の質疑応答を行います。

イ 説明用としてパワーポイント等で作成した資料のスクリーンへの投影は認めます。内容は企画提案書から抜粋したものとし、説明用資料には、企画提案書との対応関係が分かるように企画提案書のページ番号を表記してください。企画提案書に記載のない事項の掲載は認めません。

ウ スクリーン、プロジェクター(HDMI出力)、HDMIケーブル、レーザーポインタは市が用意します。その他機器が必要な場合は参加事業者の責において用意してください。

エ プレゼンテーション審査の場において、参加事業者名が特定可能な内容の表現(参加事業者名、参加事業者のロゴ、標語等の表示等)はしないでください。

(3) 選考結果

選考結果は、令和8年6月上旬(予定)に参加事業者に電子メールで通知する予定です。なお、選考結果に対する異議申立ては受理しません。

1.2 結果の公表

選考結果については、川越市ホームページで公表する予定です。

1.3 契約の締結

本業務委託の優先交渉権者に決定された者は、契約に係る基本的事項について市と協議の上、契約を締結します。協議が成立しない場合や協議中に優先交渉権者が参加資格を欠いた場合は、市は次点の優先交渉権者と協議を行うことができるものとします。

1.4 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が事業費限度額を越えている場合
- (5) プレゼンテーションを実施する場合に参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

1.5 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用は全て参加する事業者の負担とします。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は一切認めません。
- (3) 川越市と契約を締結する事業者は、予定した管理責任者等を配置するものとし当該管理責任者等の交代については死亡、傷病、退職等のやむを得ない場合を除き、これを認めないものとします。

- (4) 川越市と契約を締結する事業者は、提出書類の「業務工程表」に記載する内容を基に川越市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、川越市の許可なく業務工程の変更はできないものとしします。
- (5) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属します。ただし、川越市がこの公募型プロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとしします。
- (6) 提出された書類は返却しません。
- (7) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、川越市情報公開条例（平成8年条例第15号）に基づき提出書類の公開について判断します。